

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	39年
構築物	10年～12年
医療用器械備品	6年
その他の器械備品	5年～6年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

法人内使用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

4 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法における貸倒引当金繰入限度額を計上しています。
- ・賞与引当金：職員の賞与給付に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しています。
- ・退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付（前払年金費用）に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税込方式

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

ファイナンス・リース取引の会計処理方法：賃貸借処理

税効果会計：税引前当期純利益と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期純利益を計上することを目的として、税効果会計を適用しています。

7 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当期首より適用しており、繰延税金資産は固定資産その他の資産の区分に表示しております。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

該当なし

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
法人	株式会社 マックス コーポレー ション	札幌市北区 北35条西8丁 目2番3号	1,031,345	不動産 賃貸業	理事が代表者 である法人	土地建物 賃借	117,612	敷金	358,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

・市場価格を勘案した一般的取引と同様の条件としています。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
個人	坂本 尚	医師	理事	資金の借入	-	長期借入金	144,550
	有馬 滋	医師	社員	資金の借入	-	長期借入金	67,600
	河上 純彦	医師	理事	資金の借入	-	長期借入金	86,400
	藤田 信司	医師	理事	資金の借入	-	長期借入金	85,150
	岡本 宗則	医師	理事	資金の借入	-	長期借入金	78,700

取引条件及び取引条件の決定方針等

・市場金利状況を勘案した内規に基づく条件としています。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科目	リース料総額(千円)	未経過リース料(千円)
医療用器械備品	649,795	224,001
その他の器械備品	50,953	21,583

②退職給付に係る会計基準の適用時差異

- ・ 未処理残高 110,723千円
- ・ 処理年数 15年

③繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

内 容	金額(千円)
繰延税金資産	
未払事業税否認	137
賞与引当金繰入超過額	9,513
繰延税金資産小計	9,650
繰延税金負債	
特別償却準備金	△ 3,551
前払年金費用	△ 82
繰延税金負債小計	△ 3,633
評価性引当額	—
繰延税金資産純額	6,017

④有形固定資産の減価償却累計額

- ・ 181,890千円